

省エネ・再エネ設備導入加速化事業費補助金業務
入札説明書

この入札説明書は、地方自治法（昭和22年法律第67号）、同法施行令（昭和22年政令第16号）、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）、山梨県財務規則（昭和39年山梨県規則第11号。以下「規則」という。）、物品等又は特定役務の調達手続の特例に関する規則（平成7年山梨県規則第76号）、本件に係る入札公告（以下「入札公告」という。）に定めるもののほか、本件の業務委託契約について、一般競争入札に参加しようとする者（以下「入札参加者」という。）が熟知し、かつ遵守しなければならない一般的事項を明らかにするものである。

1 公告日

令和4年10月12日

2 一般競争入札に付する事項

(1) 業務名

省エネ・再エネ設備導入加速化事業費補助金業務

(2) 業務内容

別紙「省エネ・再エネ設備導入加速化事業費補助金業務委託仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおり。

(3) 業務履行期間

契約日から令和5年3月31日まで

(4) 契約担当者

山梨県知事

3 一般競争入札の参加資格

本入札の参加資格者は、次に掲げる要件の全てを満たす法人又は団体とする。

(1) 山梨県における物品等に係る競争入札に参加する者に必要な資格（令和3年3月8日山梨県告示第67号）に規定する物品等競争入札参加資格者名簿に登載されている者であること。

(2) この公告の日から開札の日までの間に、「山梨県物品購入等契約に係る指名停止措置要領」に基づく指名停止を受けている日が含まれている者でないこと。

(3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく民事再生手続開始の申立ての手続を行っていない者（更生手続開始又は民事再生手続開始の決定を受けた者を除く。）であること。

(4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でないこと、又は法人にあっては、その役員が暴力団員でないこと。

- (5) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (6) 平成29年4月1日から令和4年3月31日までの5年間に於いて、国又は地方公共団体と類似する委託業務契約を結び、当該契約を履行した実績を有する者であること。
- (7) 山梨県内に、本社（店）、支社（店）又は営業所を有する者であること。

4 入札説明会

本入札では、入札説明会を実施しない。

5 入札参加資格の確認

入札参加者は、必要書類を添付した一般競争入札参加資格確認申請書（様式第1号）（以下「確認申請書」という。）を提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

また、提出した書類について説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

(1) 確認申請書の提出期間

公告日から令和4年10月20日（木）までの県の休日を除く毎日、午前9時から午後5時までとする。郵送の場合は、令和4年10月20日（木）午後5時必着とする。

(2) 確認申請書の提出方法

確認申請書の提出は、持参又は郵送するものとする。

(3) 確認申請書の提出場所

山梨県産業労働部産業政策課企画・団体担当

（山梨県庁別館3階）

〒400-8501 山梨県甲府市丸の内1-6-1

電話 055-223-1532（直通）

(4) 添付書類

ア 物品等競争入札参加資格審査結果通知書（3（1）に該当することの証明書類）の写し

イ 誓約書（様式第2号）

ウ 役員名簿（様式第3号）

エ 3の（6）を証する書類（契約書の写し等証明書類を含む。）

(5) 提出部数

1部

(6) 入札参加資格の確認結果

入札参加資格の確認結果は、郵便により通知する。

6 入札参加資格がないと認められた者に対する理由の説明

入札参加資格の確認の結果、入札参加資格がないと認められた者は、その理由について、説明を求めることができる。

(1) 手続

令和4年10月24日（月）正午までに山梨県知事宛ての書面（様式任意）を持参、郵送又は電子メールにより行わなければならない。

(2) 回答

書面を令和4年10月25日(火)までに郵便により回答する。

7 入札説明書及び仕様書に関する質問書の受付及び回答

(1) 質問の受付

質問事項がある場合は、質問内容を簡潔にまとめ、質問票(様式第4号)に記入の上、令和4年10月20日(木)午後5時までに、電子メールでのファイル添付により次のメールアドレスに提出すること。

なお、電子メールで提出する際は、件名を「省エネ・再エネ設備導入加速化事業費補助金業務委託に関する質問」とし、送信後5(3)の本件入札担当へ電話し、到着を確認すること。

電子メールアドレス sangyo-sei@pref.yamanashi.lg.jp

(2) 質問に対する回答

質問への回答は、令和4年10月21日(金)午後5時までに、参加申込者すべてに対し電子メールにて行う。

8 入札及び開札の日時及び場所

(1) 実施日

令和4年10月26日(水) 午後4時

(2) 場 所

山梨県甲府市丸の内1-6-1

山梨県庁別館3階産業労働部会議室

(3) 入札及び開札の立ち会い

ア 入札及び開札の立ち会いについては、代表者又はその代理人をもって行う。

イ 代表者が出席する場合は、代表者の印鑑を持参すること。また、代理人が出席する場合は、委任状(様式第6号)と当日出席する者の印鑑を持参すること(委任状の受任者の印と当日出席し、入札に参加する者の印が同じであること)。

(4) 入札書を郵送により提出する場合の入札書の提出期限及び提出先

提出期限：令和4年10月25日(火) 午後5時必着

提 出 先：〒400-8501 山梨県甲府市丸の内1-6-1

山梨県産業労働部産業政策課企画・団体担当

※ 郵便(書留親展)によること。二重封筒とし、入札書を中封筒に入れて密封の上、当該中封筒の封皮には直接に提出する場合と同様に商号又は名称を朱書し、外封筒の封皮には「令和4年10月26日開札「省エネ・再エネ設備導入加速化事業費補助金業務」に係る入札書在中」と朱書きすること。

(5) 入札参加資格を有する者が入札を辞退する場合

入札参加資格確認通知書により入札参加資格を有することを確認したが、入札を辞

退する者は、令和4年10月25日午後5時必着で入札辞退届（様式第7号）を（4）の提出場所・条件により提出すること。

9 入札方法等

- （1）入札参加者は、入札説明書、仕様書及び質問に対する回答を熟知了承の上、入札しなければならない。入札後、入札公告、仕様書及びこの入札説明書等の不知又は不明を理由として、異議を申し立てることはできない。
- （2）入札書及び入札に係る文書に使用する言語は、日本語によるものとし、入札金額は、日本国通貨によるものとする。
- （3）入札金額は、仕様書に定められた業務の履行に要する一切の経費を見積もること。
- （4）落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に消費税法に定める消費税の税率を乗じた金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とする。入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額から消費税法に定める消費税率を乗じた額に相当する額を除いた金額を入札書に記載すること。
- （5）入札書の記載内容を訂正したときは、当該訂正箇所に押印しなければならない。ただし、入札金額を訂正した入札書は無効となる。
- （6）代表者又はその代理人は、その提出した入札書の引替え、変更又は取消しをすることができない。
- （7）入札回数は2回を限度とする。なお、再度入札の参加者が1名となった場合であっても原則として入札を執行する。ただし、郵送による入札の場合は、1回目の入札時に開札し、再入札となった場合には、これを棄権したものとみなす。

10 入札の無効条件

規則第129条各号のいずれかに該当する入札のほか、次に該当する入札は無効とする。

- （1）入札公告に示した一般競争入札の参加資格のない者の行った入札
- （2）入札時刻に間に合わなかったとき。
- （3）指定の日時までに入札書が提出されないとき。
- （4）同一の入札に他の入札参加者の代理人を兼ねた入札又は2人以上の代理人として行われた入札
- （5）入札書の記載に不備のある場合
- （6）入札参加者に求められる義務を履行しなかった者の行った入札
- （7）その他入札条件に違反した者の入札

11 落札者の決定

- （1）規則第127条第1項の規定により定められた予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- （2）落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに、くじ引きにより落

札者を決定するものとする。なお、郵送による入札により、くじ引きの対象となる入札者が本入札に立ち会っていない場合は、本入札事務に関係のない職員が、代わりにくじを引くものとする。

- (3) 開札の結果、予定価格の制限に達した価格の入札がないときは、再度入札を行う。ただし、1回目の入札において無効の入札を行った者は、再度入札に参加することはできない。
- (4) 再度入札に付して落札者がいないときは、再度入札において最低の入札額をもって入札した者と協議し、随意契約することができるものとする。
- (5) 落札者が別に指定する期日までに契約書の取り交わさないときは、落札の決定を取り消す。

1 2 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金は免除する。
- (2) 契約を締結しようとする者は、規則第109条に規定する契約保証金を納付しなければならない。ただし、規則第109条の2の規定に該当する者は、これを免除する。
- (3) 規則第120条に該当する場合は、違約金を徴収する。

1 3 契約に関する事項

- (1) 契約書は2通作成し、双方各1通を保管する。
- (2) 契約書及び契約に係る文書に使用する言語は日本語とし、金額は日本国通貨によるものとする。
- (3) 契約は、山梨県知事と契約の相手方が契約書に記名押印した時に確定する。

1 4 その他

- (1) 契約の相手方が契約締結までの間に3に掲げた参加資格のうち、一つでも満たさなくなった場合は契約を締結しない。また、この場合において、山梨県は損害賠償の責めを負わないものとする。
- (2) 入札参加者又は契約の相手方が本件の調達に関して要した費用については、全て当該入札参加者又は当該契約の相手方が負担するものとする。

入札心得

(全般事項)

ア 入札は、一般競争入札公告又は指名通知で指示した日時及び場所において行う。この場合において、指示された時間に遅刻した者の入札参加は原則として認められない。

イ 入札参加者は、配付した入札書に必要な事項を記載し、記名押印のうえ、入札箱に投入しなければならない。

ウ 入札は総額により行わなければならない。ただし、単価によるべきことを別途指示されたときは、その指示による。

エ 最低制限価格は設けない。

オ 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に記載された入札金額に消費税法及び地方税法に定める消費税及び地方消費税の税率を乗じた額に相当する額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)を加算した金額をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額から消費税法及び地方税法に定める消費税及び地方消費税に相当する額を除いた金額を入札書に記載すること。

(委任状)

カ 入札者が、代理人をして入札させようとするときは、代理人に委任状を提出させなければならない。

(入札書の書換等の禁止)

キ 入札者は、入札書の書換え、引替え又は撤回をすることができない。

(入札の取りやめ等)

ク 入札参加者が連合し、又は妨害、不正行為等により入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。

(開札)

ケ 開札は入札終了後直ちに当該入札場所において、入札者を立ち合わせて行う。

(入札の無効)

コ 次の各号の一に該当する入札は無効とする。

- (ア) 入札に参加する資格のないものが入札した入札。
- (イ) 不正行為が判明した入札。
- (ウ) 納付を免除されている場合を除き、入札保証金を納付されていない入札。
- (エ) 入札書の金額、氏名、印鑑又は、重大な文字の誤脱によって必要事項を確認しがたい入札。
- (オ) その他入札事項に違反した入札。

(落札者の決定)

サ 落札者は予定価格の範囲内で、最低の価格をもって入札をした者とする。
落札者の決定がなされたときは、その場で当該入札者にその旨を発表する。

(くじによる落札者の決定)

シ 落札とすべき同額の入札をした者が2人以上いるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ落札者を決定する。この場合入札者はくじを辞退することはできない。

前項の場合において、当該入札者のうち、くじを引かない者があるときは、これに代わって当該入札に関係のない職員にくじを引かせる。

(再度入札)

ス 開札をした結果、予定価格の範囲内に入札がないときは直ちに再度入札を行う。

(落札の取消し)

セ 落札決定後落札者に不正行為が判明したときは、落札を取り消すとともに本人に理由を説明する。

(違約金)

ソ 落札者が契約を結ばないとき、又は落札者に不正な行為があつて、落札を取り消したときは入札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収する。